

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

竜王町長

市町村名 (市町村コード)	竜王町 (253847)	
地域名 (地域内農業集落名)	林 (林)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月25日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落の意向調査では離農・縮小は少数で現状維持が多数を占めたが、現状維持の耕作者も後継者がいない状況である。耕作者の高齢化が進んでいる中、後継者がいない状況から10年後現状維持は難しい状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

作物転換は、労働力・初期投資などの観点から困難であるとする。担い手への農地集積を推進し、水稻・麦・大豆を主要作物としてスケールメリット(規模効果)を迫り、農地集約による効率化を図り担い手の所得向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.65 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	42.65 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地権者の方の意向を尊重して、効率的な耕作者の見直し変更ができるように農事改良組合において協議する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用について、地権者と担い手の意向により積極的に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農事改良組合を中心とし、畦畔等の老朽化対応及び農地の区画拡大の検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手の高齢化、人手不足に対応するため、出来る限り地域内での人材育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
大豆刈取り以外の農作業委託は行う予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①既存の獣害防止フェンスの保全管理を行う。
 ⑦まるごと保全向上対策の取組を利用して、用水路・排水路・農道などの保全管理を行う。